



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月24日

号外(1)

水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示

家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の命令(畜産課) 1

告示

滋賀県告示第454号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずる。

令和7年12月24日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 県内全域の家きんを飼養する全ての施設
- 3 実施の期日 令和7年12月27日(土)から令和8年5月31日(日)まで
- 4 消毒方法 消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周囲および施設外縁部)散布

